

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瑞穂町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

瑞穂町長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。 ⑩公金受取口座への保険料還付及び保険給付に必要な情報照会
③システムの名称	①介護保険システム ②団体内統合宛名 ③中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 100、135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145の項 (情報照会の根拠)131、132、160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部高齢者福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 総務部総務課文書法制係 電話042-557-7495(直通)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 福祉部高齢者福祉課介護支援係 電話042-557-0594(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面(データベースの入力、申請書等の保管、申請書等の廃棄等)においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	瑞穂町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針、瑞穂町情報セキュリティポリシー、瑞穂町が保有する個人情報等管理規程等に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、職員に対し教育研修を実施しており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月4日	1. 関連情報・5. 評価実施機関における担当部署	福祉部高齢課長 横沢 真	福祉部高齢課長 臼井 孝安	事後	異動のため
平成29年12月4日	Ⅱ しきい値判断項目：1. 対象人数：いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	時点修正のため
平成29年12月4日	Ⅱ しきい値判断項目：2. 取扱者数：いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	時点修正のため
令和1年6月20日	様式に「Ⅳ リスク対策」を追加		評価書記載のとおり	事前	様式が変更されたため
令和2年10月27日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 企画部総務課法制係 電話042-557-7495（直通）	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 企画部総務課文書法制係 電話042-557-7495（直通）	事後	評価の再実施による修正
令和2年10月27日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 福祉部高齢課介護係 電話042-557-0594（直通）	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 福祉部高齢者福祉課介護支援係 電話042-557-0594（直通）	事後	評価の再実施による修正
令和2年10月27日	Ⅱ しきい値判断項目：2. 取扱者数：いつの時点の計数か	平成29年10月1日時点	平成32年10月1日時点	事後	評価の再実施による修正
令和3年9月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の4.7の項	番号法第19条第8号 別表第二の4.7の項	事後	法律が改正されたため
令和5年9月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。	⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。 ⑩公金受取口座への保険料還付及び保険給付に必要な情報照会	事前	公金受取口座に係る手続を開始しようとするため
令和5年9月5日	3. 番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の68	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の68、101の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条	事前	公金受取口座に係る手続を開始しようとするため
令和5年9月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4.7の項	番号法第19条第8号 別表第二の93.94の項	事前	公金受取口座に係る手続を開始しようとするため
令和7年1月10日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業、11. 最も優先度が高いと考えられる対策		評価書記載のとおり	事後	令和6年10月1日から様式が変更されたため
令和7年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。（別添1を参照）	・特定個人情報ファイルは、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。	事後	文言整理のため
令和7年1月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の68、101の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 100、135の項	事後	番号法が改正されたため
令和7年1月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二の93、94、121の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（情報提供の根拠）2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145の項 （情報照会の根拠）131、132、160の項	事後	番号法が改正されたため
令和7年1月10日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数及び2. 取扱者数	令和2年9月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正のため